

防衛省職員生活協同組合

定 款

目 次

防衛省職員生活協同組合定款

第1章 総 則	
第 1 条 目 的	1
第 2 条 名 称	1
第 3 条 事 業	1
第 4 条 職 域	1
第 5 条 事務所の所在地	2
第2章 組合員及び出資金	
第 6 条 組合員の資格	2
第 7 条 加入の申込み	2
第 8 条 加入承認の申請	2
第 9 条 届出の義務	2
第10条 自由脱退	2
第11条 法定脱退	3
第12条 除 名	3
第13条 脱退組合員の払戻し請求権	3
第14条 出 資	3
第15条 出資1口の金額及び払込み	4
第16条 出資口数の増加	4
第17条 出資口数の減少	4
第3章 役職員	
第18条 役 員	4
第19条 役員を選任	4
第20条 役員の補充	4
第21条 役員の任期	4
第22条 役員の兼職禁止	5
第23条 役員責任	5
第24条 理事の自己契約等	6
第25条 役員解任	6
第26条 役員報酬	6
第27条 代表理事	6
第28条 理事長及び専務理事	7

第29条	理事会	7
第30条	理事会の招集手続	7
第31条	理事会の議決事項	7
第32条	理事会の議決方法	7
第33条	理事会の議事録	8
第34条	定款等の備置	8
第35条	監事の職務及び権限	8
第36条	理事の報告義務	9
第37条	監事による理事の行為の差止め	9
第38条	監事の代表権	9
第39条	組合員による理事の不正行為等の差止め	9
第40条	組合員の調査請求	9
第41条	顧問	9
第42条	職員	10
第4章 総代会及び総会		
第43条	総代会の設置	10
第44条	総代の定数	10
第45条	総代の選挙	10
第46条	総代の補充	10
第47条	総代の職務執行	10
第48条	総代の任期	10
第49条	総代名簿	10
第50条	通常総代会の招集	10
第51条	臨時総代会の招集	10
第52条	総代会の招集者	10
第53条	総代会の招集手続	11
第54条	総代会提出議案・書類の調査	11
第55条	総代会の会日の延期又は続行の決議	11
第56条	総代会の議決事項	11
第57条	総代会の成立要件	12
第58条	役員の説明義務	12
第59条	議決権及び選挙権	12
第60条	総代会の議決方法	12
第61条	総代会の特別議決方法	13
第62条	議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使	13
第63条	組合員の発言権	13

第64条	総代会の議事録	13
第65条	解散又は合併の議決	13
第66条	総代会運営規約	14
第5章 事業の執行		
第67条	事業の利用	14
第68条	共済事業の種類	14
第69条	共済掛金及び共済金	14
第70条	共済事業規約	16
第6章 会計		
第71条	事業年度	16
第72条	財務処理	16
第73条	会計監査人による監査	16
第74条	共済事業の区分経理	16
第75条	他の経理への資金運用の禁止	16
第76条	法定準備金	16
第77条	教育事業等繰越金	16
第78条	剰余金の割戻し	16
第79条	利用分量に応ずる割戻し	17
第80条	端数処理	17
第81条	その他の剰余金処分	17
第82条	欠損金のでん補	17
第83条	資産運用の基準	17
第84条	投機取引等の禁止	18
第85条	組合員に対する情報開示	19
第86条	公衆の縦覧	19
第7章 解散		
第87条	解散	19
第88条	残余財産の処分	19
第8章 雑則		
第89条	公告の方法	19
第90条	組合の組合員に対する通知及び催告	19
第91条	実施規則	20
附則		20

防衛省職員生活協同組合定款

(昭和38年3月11日制定)

一部改正	昭和40年 3月 6日	昭和41年 8月24日
	昭和47年11月22日	昭和49年11月15日
	昭和53年 3月 6日	昭和56年12月25日
	昭和60年10月24日	昭和62年 3月30日
	昭和62年 5月27日	平成 2年 5月10日
	平成 3年 4月 8日	平成 4年 5月 8日
	平成 5年 8月17日	平成 6年 5月27日
	平成 8年 6月27日	平成 9年 6月25日
	平成10年 9月14日	平成12年 5月 8日
	平成13年 2月28日	平成14年 1月31日
	平成16年 6月28日	平成17年12月 8日
	平成18年12月28日	平成20年10月29日
	平成21年10月 1日	平成23年10月 5日
	平成24年11月16日	平成25年11月28日
	平成28年10月31日	平成29年10月13日
	平成30年11月 1日	令和 3年 9月22日
	令和 4年11月29日	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この消費生活協同組合は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この消費生活協同組合は、防衛省職員生活協同組合（以下「組合」という。）という。

(事 業)

第3条 組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活の共済を図る事業
- (2) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (3) 前各号の事業に附帯する事業

(職 域)

第4条 組合の職域は、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第2章に規定する防衛省、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条に規定する防衛省共済組合及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）に定める独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構並びに組合とする。

(事務所の所在地)

第5条 組合は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 組合の職域内に勤務する者は、組合の組合員となることができる。

2 組合の職域内に勤務していた者又は組合の区域付近に住所を有する者で組合の事業を利用することを適当とするものは、組合の承認を受けて、組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員になろうとするときは、組合の定める加入申込書を組合に提出し、引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を給与控除等の方法により速やかに払い込まなければならない。

2 組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定によりその申込みを拒まれた場合を除き、組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは引き受けようとする出資口数を明らかにして、組合の定める加入申込書を組合に提出しなければならない。

2 組合は、前項の申請を審査し、当該申請を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨を組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までに組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合は、組合員が前条の届出を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員

を脱退させることができる。

3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、組合は、当該組合員に対し、公告等により前条の届出の催告をしなければならない。

4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 除名

(除名)

第12条 組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

(1) 2年間この組合の事業を利用しないとき。

(2) 組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しを組合に請求することができる。

(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、次に定める額

ア 第12条第1項第1号の除名による脱退については、その出資額に相当する額

イ 第12条第1項第2号の除名による脱退については、その出資額の2分の1に相当する額

2 組合は、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 組合は、事業年度の終わりに当たり、組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもって組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及び払込み)

第15条 出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、その出資口数を増加することができる。

2 出資口数を増加しようとする組合員については、第7条第1項の規定を準用する。

ただし、総代会の議決があったときは当該手続きを省略し、組合は、第79条第2項による事業の利用分量に応ずる割戻金を出資金に振り替えることができるものとし、当該出資金に振り替えた出資振替口数を当該組合員に通知するものとする。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数を組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる出資額の払戻しを組合に請求することができる。

第3章 役職員

(役員)

第18条 組合に、次の役員をおく。

(1) 理事 10人以上 20人以内

(2) 監事 2人以上 5人以内

(役員を選任)

第19条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選任することができる。

3 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

また、監事の互選をもって常勤の監事を定めることとする。

(1) 組合の組合員又は組合の使用人以外の者であること。

(2) その就任の前5年間組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役若しくは使用人でなかったこと。

(3) 組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

4 理事は、監事を選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員を補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3か月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 役員任期は、選任された通常総代会の終了のときから2年間とする。ただし、

任期満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、その総代会の終了のときまでとする。

2 役員再選を妨げない。

3 前条により補充された役員の任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、組合の理事又は使用人を兼ねてはならない。

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

ア 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

イ 虚偽の登記

ウ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

(2) 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引を行うとき。

2 前項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中から組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長及び専務理事)

第28条 理事は、理事長及び専務理事各1人を理事会において互選する。

2 理事長は、理事会の決定に従って、組合の業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐して組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会の招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総代会の招集及び総代会に付議すべき事項

(3) 組合の財産及び業務の執行のための手続その他組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の制定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 共済計理人の選任

(6) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議において特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案に

つき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第34条 組合は、法令に基づき以下に掲げる書類を各事務所に備え置かなければならない。

- （1）定款
- （2）規約
- （3）理事会の議事録
- （4）総代会の議事録
- （5）貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

- 2 組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 3 組合は、組合員又は組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において前各項に定める書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 7 監事は、総代会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 8 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びそ

の理由を述べることができる。

9 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

10 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事が組合を代表する。

(1) 組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において「理事等」という。）

に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合

(2) 組合が、6か月前から引続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) 組合が、6か月前から引続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) 組合が、裁判所から、6か月前から引続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6か月前から引続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 組合に顧問をおくことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 組合の職員の任免は、理事長がこれを行うものとする。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要なものは規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、100人以上120人以内において、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は、3年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代が任期満了又は辞任によって退任した場合は、その総代は、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3か月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 理事長は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て、臨時総代会を招集できる。

ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に、臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の少なくとも10日前までに、総代に対し第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては第53条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の制定、変更及び廃止

(3) 解散及び合併

(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(5) 出資1口の金額の減少

(6) 事業報告書及び決算関係書類

(7) 会計監査人の選任及び解任

(8) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第53条4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。

4 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総代会の議

決を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、総代会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第 89 条及び第 90 条による。

(1) 関係法令等の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

(2) 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項の設定又は変更に関する事項

(総代会の成立要件)

第 57 条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から 20 日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第 58 条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りではない。

(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことについて正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第 59 条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第 60 条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転
- (5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行使する者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否等を書面に明示して、第66条及び第19条第1項に規定する規約の定めるところにより、組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会において組合の解散及び合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。
- 3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
- 4 総会の議決は、組合員の3分の1以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の総会において第1項の通知に係る事項を承諾しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会運営規約)

第66条 この定款に定めるもののほか、総代会の運営に関し必要な事項は、総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(共済事業の種類)

第68条 第3条第1号に規定する生活の共済を図る事業（以下「共済事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者が火災等又は風水害等により損害を受けた場合に共済金を支払うことを約する火災共済事業
- (2) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者又はその配偶者若しくは子どもが死亡若しくは重度障害の状態になった場合又は傷害を受け若しくは疾病にかかった場合に共済金を支払うことを約する生命共済事業
- (3) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者又はその配偶者の死亡若しくは重度障害の状態になった場合又は傷害を受け若しくは疾病にかかった場合に共済金又は給付金を支払うことを約する長期生命共済事業

(共済掛金及び共済金)

第69条 組合の行う共済事業（火災共済事業、生命共済事業、長期生命共済事業）の共済掛金及び共済金の額並びにその最高限度額は、次のとおりとする。

(1) 火災共済事業

区 分		共済掛金額	共済金額
共済契約1口当たり		年 200円	50万円
最高限度	建 物	60口 12,000円	3,000万円
	動 産	30口 6,000円	1,500万円

(2) 生命共済事業

区 分			共済掛金額	共済金額
共済契約 1口当たり	生命主契約	本人契約	年 7,680円	500万円
		配偶者契約		
	子ども契約	年 600円	70万円	
最高限度	生命主契約	本人契約	年 4,320円	入院共済金:1日につき 3,000円 手術共済金:入院1回につき3万円
		配偶者契約		
		子ども契約	年 2,400円	
最高限度	生命主契約	本人契約	4口 30,720円	2,000万円
		配偶者契約	3口 23,040円	1,500万円
		子ども契約	3口 1,800円	210万円

	傷病特約	本人契約	4口 17,280円	入院共済金：216万円 手術共済金：入院1回につき12万円
		配偶者契約	3口 12,960円	入院共済金：162万円
		こども契約	3口 7,200円	手術共済金：入院1回につき9万円

※本人契約とは共済契約者を被共済者とする共済契約をいう。

(3) 長期生命共済事業

ア 共済掛金積立期間中及び据置期間中の共済金額

区 分	共済金額
災害死亡共済金	20万円
災害重度障害共済金	

イ 共済掛金額（保障必要原資額）

（60歳保障開始の場合）

コ ー ス	契 約 形 式		保障必要原資額
	本 人	配 偶 者	
本人コース [I型]	I-1-A	/	1,134,100円
	I-1-B		1,839,863円
	I-3-A		1,385,879円
	I-3-B		2,026,321円
	I-5-A		1,643,113円
	I-5-B		2,283,555円
本人・配偶者 コース [II型]	II-1-A	II-1-A	1,983,977円
	II-1-B	II-1-B	3,317,287円
	II-3-A	II-3-A	2,342,314円
	II-3-B	II-3-B	3,596,344円
	II-5-A	II-5-A	2,706,106円
	II-5-B	II-5-B	3,960,136円

注：「I」は本人コース、「II」は本人・配偶者コースで、契約口数は「1」が死亡共済金及び重度障害共済金1口、「3」が同3口、「5」が同5口、「A」が入院共済金1口、「B」が同2口

ウ 保障期間中及び共済期間満了時の共済金（被共済者1人につき）

区 分	種 類	共済金の額等
共 済 金	入 院	1口につき1日5,000円
	死 亡	1口につき100万円
	重度障害の状態	1口につき100万円
最高限度額	死亡共済金及び重度障害共済金の口数と額	本人、配偶者ともに5口500万円。ただし、満70歳になった年の応当日からは1口100万円
	入院共済金の日数と額	1,000日、2口1,000万円

(共済事業規約)

第70条 組合は、共済事業について、その種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して法令で定める事項を、共済事業規約で定めるものとする。

第6章 会 計

(事業年度)

第71条 組合の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(財務処理)

第72条 組合は、法令及び組合の経理に関する規則の定めるところにより、組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(会計監査人による監査)

第73条 組合は、決算関係書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、法令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けるものとする。

(共済事業の区分経理)

第74条 組合は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ、共済事業についてはその事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(他の経理への資金運用の禁止)

第75条 組合は、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、共済事業に係る経理から共済事業以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る経理に属する資金を調達しないものとする。

(法定準備金)

第76条 組合は、出資総額に相当する額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の5分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第77条 組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第2号に定める事業の費用にあてるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に職域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第78条 組合は、毎事業年度の剰余金について、組合員の組合事業の利用分量に応じて

組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第79条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)

は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第76条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第77条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお、剰余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の共済事業の種類ごとの利用分量に応じて行う。
- 3 組合は、利用分量割戻しを行うこと及びその金額についての総代会の議決があったときは、速やかに、契約台帳によって各人の利用分量を確認し、その割戻金を算定する。また、割戻金の利用分量に対する割合又はその額を組合員に通知し、かつ、公告するものとする。
- 4 組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻引当金として積み立て、その積み立てを行った事業年度の翌事業年度末日までに、その引当金を取り崩して割戻しを受ける組合員に利用分量割戻金を支払うものとする。
- 5 組合が、前項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、組合の責めに帰すべき事由以外の事由により前項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 6 組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第4項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(端数処理)

第80条 前条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第81条 組合は、各事業年度の剰余金について、第78条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第82条 組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取りくずしてそのてん補に充てるものとする。

(資産運用の基準)

第83条 組合は、共済事業に属する資産を資産運用に関する規程に基づき、次に掲げる方法で運用するものとする。

- (1) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫又は農業協同組合、中小企業等協同組合若しくは水産業協同組合又はこれらの連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金

- (2) 金銭債権の取得
 - (3) 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券）の取得
 - (4) 金融商品取引法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引
 - (5) 金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引（前号に掲げるものに該当するものを除く。）
 - (6) 先物外国為替取引
 - (7) 信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭の信託（ただし、運用方法を特定する金銭の信託（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者との投資一任契約によるものを除く。）については、前各号に掲げる方法又はコールローンで運用されるものに限る。）
 - (8) 信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭債権又は有価証券の信託
 - (9) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社及び短資業者に対する有価証券の貸付け
 - (10) 組合員を被保険者とする生命保険契約の締結
- 2 前項第4号から第6号までに掲げる方法による運用は、前項第1号から第3号までに掲げる方法による資産運用に係るリスクの防止又は軽減を目的としたものでなければならない。
- 3 共済事業に属する資産の運用については、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とし、当該各号の資産の合計額は、組合の共済事業に属する資産の総額に対し、当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。
- (1) 証券投資信託の受益証券の取得（公社債投資信託の受益証券の取得を除く。）及び株式の取得で運用する資産 100分の30
 - (2) 第1項各号に掲げる方法で運用する資産のうち、外貨建てのもの（先物外国為替取引その他の取引に係る契約により円貨額が確定しているものを除く。）
100分の30
 - (3) 同一の債務者に対する金銭債権並びに同一の会社等が発行する有価証券の取得により運用する資産 100分の10
- 4 組合は、金銭の信託又は有価証券の信託を行う場合においても前項の規定に従わなければならないものとする。
- 5 組合は、共済事業に属する資産を第三者のために担保に供しないものとする。
- 6 組合は、特別の理由がある場合には、厚生労働大臣の承認を得て第1項に掲げる方法以外の方法及び第3項に定める割合以外の割合で資産を運用することができる。
- （投機取引等の禁止）
- 第84条 組合は、いかなる名義をもってするを問わず、組合の資産については投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第85条 組合は、別に定める規則により、組合員に対して、事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

(公衆の縦覧)

第86条 組合は、法令に基づき、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として法令に定めるものを記載した説明書類を作成し、各事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第7章 解 散

(解 散)

第87条 組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合 併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

2 組合は、前項の事由によるほか、組合員が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対しその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第88条 組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおける組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第89条 組合の公告は、以下の方法で行う。

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法
- (2) 「朝雲」新聞に掲載する方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第90条 組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達す

べきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第91条 この定款及び規約に定めるもののほか、組合の財産及び業務の執行のための手続、その他組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和38年3月11日)

- 1 この定款は、組合成立の日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第33条の規定にかかわらず就任した日から第1回目の通常総代会終了の日までとする。

附 則 (昭和40年3月6日)

- 1 この定款は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 昭和40年度の事業年度は、第60条の規定にかかわらず、昭和40年4月1日から昭和41年6月30日までとする。
- 3 昭和40年度の1口当たりの掛金額及び掛金額の最高限度は、第63条の規定にかかわらず190円及び1,900円とする。

附 則 (昭和41年8月24日)

この定款は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則 (昭和47年11月22日)

この定款は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和49年11月15日)

この定款は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月6日)

- 1 この定款は、昭和53年7月1日から施行する。
- 2 この定款による改正後の第62条及び第63条の規定は、昭和53年7月1日以後に発生した火災又は水震その他の災害事故について適用し、同日前に発生した当該事故については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年12月25日)

- 1 この定款は、昭和56年12月25日から施行する。
- 2 この定款による改正後の第63条の規定は、昭和57年7月1日以後に発生した火災又は水震その他の災害事故について適用し、同日前に発生した当該事故については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年10月24日)

この定款は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月30日)

この定款は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (昭和62年5月27日)

- 1 この定款は、昭和62年7月1日から施行する。

2 この定款による改正後の第 63 条の規定は、昭和 62 年 7 月 1 日以後に発生した火災又は水震その他の災害事故について適用し、同日前に発生した当該事故についてはなお従前の例による。

附 則（平成 2 年 5 月 10 日）

この定款は、平成 2 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 3 年 4 月 8 日）

この定款は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 5 月 8 日）

この定款は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 8 月 17 日）

この変更後の定款は、厚生大臣認可の日から施行し平成 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 5 月 27 日）

この定款は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 27 日）

この定款は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成 8 年 6 月 30 日までに退職した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 6 月 25 日）

この定款は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 14 日）

この定款は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 8 日）

この定款は、平成 12 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 28 日）

この定款は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 31 日）

1 この定款は、第 4 条を除き平成 14 年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成 14 年 6 月 30 日までに退職した者については、なお従前の例による。

2 第 4 条は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 6 月 28 日）

この定款は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 8 日）

1 この定款は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

2 この定款による改正後の第 63 条の規定は、平成 18 年 1 月 1 日以降に新たに又は転換により長期生命共済保障期間の保障対象となった者に適用し、同日前既に同保障期間の保障対象となっている者は、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 12 月 28 日）

この定款は、平成 19 年 4 月 18 日から施行し、同年 1 月 9 日から適用する。

附 則（平成 20 年 10 月 29 日）

この定款は、厚生労働大臣の認可日（平成 20 年 10 月 29 日）から施行し、平成 20 年 10 月 31 日から適用する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日）

この定款は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の適用時期は、理事会において別に定める。

附 則（平成 23 年 10 月 5 日）

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 23 年 10 月 5 日）から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 16 日）

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 24 年 11 月 16 日）から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 11 月 28 日）

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 25 年 11 月 28 日）から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 10 月 31 日）

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 28 年 10 月 31 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 13 日）

- 1 この定款は、第 19 条を除き平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 29 年 10 月 13 日）から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 1 日）

- 1 この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 30 年 10 月 19 日）から施行し、平成 32 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この定款による改正後の規定は、平成 32 年 7 月 1 日以降に締結する長期生命共済事業に係る共済契約に適用し、同日前既に締結した共済契約は、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 9 月 22 日）

この定款は、総代会の議決日（令和 3 年 9 月 22 日）から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 29 日）

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 4 年 11 月 21 日）から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。